

平成25年

松 前 町 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

平成25年 5月29日 開会

平成25年 5月29日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 齊 藤 勝

目 次

平成25年 5月29日(水曜日) 第1号

○議事日程	-----	1 頁
○会議に付した事件	-----	1 頁
○出席議員	-----	1 頁
○欠席議員	-----	1 頁
○出席説明員等	-----	1 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	2 頁
○議長あいさつ	-----	3 頁
○開会宣告・開議宣告	-----	3 頁
○諸般の報告・議事日程	-----	3 頁
○日程第1	会議録署名議員の指名 -----	3 頁
○日程第2	議会運営委員会報告 -----	3 頁
○日程第3	会期の決定 -----	3 頁
○日程第4	議案第30号 平成25年度松前町一般会計補正予算(第2回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	4 頁
○日程第6	議案第31号 平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正 予算(第1回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	7 頁
○日程第7	議案第32号 町税条例の一部を改正する条例制定について (提案説明・質疑・討論・採決) -----	8 頁
○日程第8	議案第33号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例制定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	12 頁
○日程第9	議案第34号 契約の締結について(提案説明・質疑・討論・ 採決) -----	15 頁
○閉会宣告	-----	15 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
30	平成25年度松前町一般会計補正予算（第2回）	25. 5. 29	原案可決
31	平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	同 上	同 上
32	町税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
33	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
34	契約の締結について	同 上	同 上

平成25年 5月29日（水曜日）第1号

平成 2 5 年

松前町議会第 1 回臨時会

平成 2 5 年 5 月 2 9 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度松前町一般会計補正予算（第 2 回）
日程第 5 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 回）
日程第 6 議案第 3 2 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第 3 3 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について
日程第 8 議案第 3 4 号 契約の締結について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度松前町一般会計補正予算（第 2 回）
日程第 5 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 回）
日程第 6 議案第 3 2 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第 3 3 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について
日程第 8 議案第 3 4 号 契約の締結について
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	斉藤	勝君	副議長	11番	吉田	孝男君
	1番	福原	英夫君		2番	近江	武君
	3番	川内谷	進君		4番	椎名	力君
	5番	伊藤	幸司君		6番	堺	繁光君
	7番	油野	篤君		8番	西村	健一君
	9番	西川	敏郎君		10番	梶谷	康介君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員等

町長	石山	英雄君	副町長	岡本	順一君
総務課長	川村	敏之君	政策財政課長	佐藤	久君

税 務 課 長 吉 崎 好 彦 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 川 合 貞 之 君
学 校 教 育 課 長 宮 島 武 司 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

福 祉 課 長 船 木 泰 雄 君
建 設 課 長 若 佐 智 弘 君
教 育 長 森 定 勝 廣 君
議 会 事 務 局 長 兼 監 査 室 長 鍋 谷 利 彦 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 鍋 谷 利 彦 君
主 査 齊 藤 明 君

次 長 尾 坂 一 範 君

◎議長あいさつ

○議長(斉藤勝君) おはようございます。一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成25年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(斉藤勝君) ただ今から平成25年松前町議会第1回臨時会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(斉藤勝君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(斉藤勝君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番福原英夫君、2番近江武君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(斉藤勝君) 日程第2 議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤幸司君。

○議会運営委員会委員長(伊藤幸司君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程についてはお手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(斉藤勝君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(斉藤勝君) 日程第3 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

○議長(斉藤勝君) 日程第4 議案第30号 平成25年度松前町一般会計補正予算（第2回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第30号平成25年度松前町一般会計補正予算（第2回）について、その内容をご説明申し上げます。

平成25年度松前町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5千192万5千円に致そうとするものです。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

第2条、継続費の補正です。既定の継続費の補正は、「第2表継続費補正」によるものとしてございます。

歳出の事項別明細よりご説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

3. 歳出です。8款5項2目住宅建設費では、295万1千円の増額計上です。これは、松前町公営住宅長寿命化計画による建て替え事業により、平成24年度繰越事業で、建石地区町営地区1棟4戸の建設に関わる分を早急に工事着手を予定してございましたが、25年度の建築単価及び労務費の大幅な引き上げによって、24年度繰越事業費の設計額に不足が生じることから、その費用を今回補正計上致そうとするものでございます。

9ページです。10款3項1目学校管理費では、150万1千円の増額計上でございます。これは、平成24年度繰越事業における松前中学校解体予算の範囲内で、備品類等の廃棄処理も見込んでございましたが、平成25年度の設計単価の大幅な引き上げによって、現繰越予算では備品類等の廃棄処理が困難でございまして、本臨時会で契約議決となります松前中学校解体工事費同様に備品類廃棄物等の運搬処理について、早急に実施しなければならないことから、今回委託料の計上をするものでございます。

以上が歳出でございます。次に歳入です。7ページをお開き願います。

2. 歳入です。9款1項1目地方交付税で、445万2千円の増額計上です。これは、歳出財源に対応するための計上でございます。

以上が歳入でございます。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が補正前の額45億4千747万3千円に、445万2千円を増額し、補正後の額を45億5千192万5千円に致そうとするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出につきましても歳入同様補正前の額に445万2千円を増額し、補正後の額を45億5千192万5千円に致そうとするものでございます。

4ページです。第2表継続費補正です。10款3項の松前中学校改築事業第1期工事分建設工事請負費及び工事監理業務委託料について、それぞれ設計単価の引き上げによって事業費及び平成26年度年割額を補正致そうとするものでございます。

以上が議案第30号です。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番。

○3番(川内谷進君) おはようございます。

今、説明いただきました、んと何ページだこりゃ、9ページなのかな。9ページの関係で10款の教育費の関係ね。今の説明だと、今回の解体するために単価が上がってきてると、その分を補強しなきゃなんないという補正だと思うんですよ。

心配なのは、まあその中身的にはね、ちょっと概略を教えてもらえばいいんですけども、心配なのは今後本体そのものがね、どういうふうに、まあこのままいくとまた単価が上がるんだろうというふうになるんで、この辺の考え方についてはどういう対策を考えようとしてるのか、その点について教えていただきたい。

○議長(斉藤勝君) 学校教育課長。

○学校教育課長(宮島武司君) まず、今回廃棄致そうとする物品類の内容が1点と、今後の単価の改正に伴う対応というふうなお話でございました。

まず今回廃棄致そうとする物品でございますけれども、数多くあるわけでございますけれども、第1期解体工事に伴いまして、現在使用していない物、いわゆる古い物が残っております。その廃棄処分致そうとするものでございまして、来月から解体作業する前にもうそれらを整理致そうとするものでございます。

実際、この備品類でございますけれども内容をお話致しますと、事務机、椅子、更には生徒机、椅子等の180組ぐらいあります。更には作業台、パイプ椅子、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等ですね、壊れた物が数多くある状況でございます。これを合わせて150万1千円の予算計上をさせていただいたところでございます。

2点目のこれからの単価上昇に伴っての対応でございますけれども、今回政策財政課長からもご説明ありましたように、当初は解体費の中でこれを含めて処理致そうとしたところでございますけれども、平成25年度、今年度入りまして2年前の3.11の影響に伴います資材の高騰、更には労務費の15%程度のアップがありまして、この解体費の中では処理できなかったと。従って、今回別予算を計上させてこれを処理致そうと、そういうふうにご考えているところでございます。

今後につきましては第1期解体、そして第1期建設、そして来年度は第2期の解体がございまして。第2期の解体におきましては、現在仮設校舎を現在の教室の中で対応して、そして、来年の8月頃にはまたこの部分の解体が生じてまいります。そういう関係で、また現在使用している備品類の処分といいますか、それが出てくる可能性もございましてけれども、その段階におきましては、これまた来年度の単価等の上昇を見た中で検討が必要な部分もありますので、今現在では、その推移をみながら対応していかなくちゃいけないというふうな考えでおります。ただ、これらを含めて建設課とも積算内容を含めながら、新年度に向かって関係課と協議をしてまいりたいと、そういうふうにご考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 3番。

○3番(川内谷進君) 今の説明でいいんだろうと思うんですけども、単価が15%ぐらい上がってくるっていうふうになるとね、総体の24年から26年までのね、学校を造るっていう総体的な今までの見積もりっていうのは狂ってくるんじゃないのかなと。見直しをかけないとまずいんじゃないのかなと。その場合に、その増額になる部分を新たに補助として出てくるのかね。それとも一般会計の中で増額しなきゃならないのかね、その辺の見通しをどういうふうにするかと、15となると相当大きいんでね、総体から考えてくるとちょっと

手直しするっていう感じになってこないのかと思うんですけども、その辺に対する基本的な考え方なり、対応策っていうものを考えているのかどうなのか教えて下さい。

○議長(斉藤勝君) 学校教育課長。

○学校教育課長(宮島武司君) 今回、この補正予算の中で継続費4ページに添付している内容につきましては、議員ご存知のように第1期工事にかかる分でございます。今、お話あったように、総体的に今回の単価改正によって、どの程度の事業費になるのかということをもっとお話をさせていただきたいと思っております。

今回の25年度のこの道単価の改正によりまして、この第1期工事におきましては、この4ページにありますように、当初11億7千7百万程度、これが13億4千8百万、いわゆる第1期工事で整備致そうとするA棟B棟の部分でございます。議員おっしゃるようにこれが総体的な事業費に、まずどのように跳ね返ってくるかというふうなことでございます。当初は、全体事業費A棟、B棟、C棟、更にはこの継続費に記載されております工事監督費を含めて、当初は20億6千669万3千円の事業費を見込んでいたところでございます。今回の単価アップによりまして、この額が22億9千131万9千円と見込んでいたところでございまして、この事業費の比較をしますと2億2千162万6千円の増額と見込んでおります。率にして10.7%でございます。

今回、この増額要因は、政策財政課長からもお話あったように、道単価の上昇が理由でございますけれども、その他にも今回この変更に伴う増額理由がございます。というのは、第1回目の定例会におきまして予算、補正予算計上させていただきました。これは、国の大型補正による前倒しにのせたい、いわゆる財源確保、大きな財源確保が出来るという流れからですね、2月段階での基本設計を基にした額を、積算と致しまして計上させていただいたところでございます。その後、実施設計が進む中で細部に渡って計算するというふうなことから、それらのものも増因となっているところでございます。

もう一つは、今後、財源的なものがどうなるのかというふうなお話がございました。これは、今回の繰越予算におきましては大きな財源をいただいておりますけれども、来年以降は普通といいますか、文科省の単価、そして平米と率、これは建物によって違って来るものですから、これがまず戻るだろうと。しかしながら、我々期待しておりますけれども、更に国として今年みたいな大型補正なりがあればですね、これにのっけて財源確保を図っていきなと、そういうふうにご考えているところでございますので、よろしくお祈りします。

○議長(斉藤勝君) 他に質疑ありませんか。

ありませんね。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長(斉藤勝君) 日程第5 議案第31号 平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(船木泰雄君) ただ今議題となりました議案第31号平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3千700万円に致そうとするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。今回の補正につきましては、平成24年度松前町国民健康保健特別会計の収支に赤字が生じる見込みとなりましたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、繰上充用を致そうとするものでございます。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。平成24年度の国保会計の歳入不足に対応するため、今回歳出に12款繰上充用金を新たに設け、1項繰上充用金1目繰上充用金では22節補償補填及び賠償金に、前年度繰上充用金と致しまして4千900万円の追加計上でございます。

平成24年度の国保会計は、歳出の保険給付費が前年度に比べ6千500万円程度増額致しました。歳入の療養給付費交付金、共同事業交付金等が増加しましたが、収支で4千900万円の資金不足となっております。5月中の税の徴収は確実に見込めるところでございますが、金額に不確定要素があることから、今回は5月2日現在の金額で繰上充用の予算措置をお願いするものでございます。

以上が歳出の事項明細でございます。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願いたいと思えます。

2. 歳入です。2款2項1目財政調整交付金では、4千900万円の追加計上です。繰上充用に伴う財源調整のための計上です。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻りいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正(事業勘定)歳入でございます。歳入合計補正前の額14億8千800万円に、今回4千900万円を追加し、補正後の額を15億3千700万円に致そうとするものでございます。

次に3ページです。歳出においても歳入同様、補正後の額を15億3千700万円に致そうとするものでございます。

以上が議案第31号、平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。何卒よろしくご審議よろしくお願い致します。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第6 議案第32号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(吉崎好彦君) ただ今議題となりました議案第32号町税条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、条例の本則に関係する部分が3箇所と少ないものであり、それ以外は町税条例附則の改正であることから、説明につきましては、改正文によって注釈をつけながら行いたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、説明資料と致しまして新旧対照表は提出しておりますので、ご参照願います。

それでは、説明に入らせていただきます。

始めに第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加えるに致そうとするものですが、この追加規定は、特定寄附信託の利子所得にかかる非課税規定に関しまして、地方税法附則第5条の6の新設に伴う条例改正でございます。

次に第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

次の第131条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削るに、改めようとするものでございますが、この2点につきましては、独立行政法人森林総合研究所の事業が廃止されたことによる条例第54条第5項の固定資産税の納税義務者及び第131条第4項の特別土地保有税の納税義務者を条例から削除しようとするものでございます。

以上の本則の改正が、この3点でございます。次からは、町税条例附則の改正でございます。

附則第3条の2中「、第52条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6%の割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合を」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1%未満の端数があ

るときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合」に改め、同条に次の1項を加えようとするものですが、この延滞金は改正前は納期経過後1ヶ月以内の納付の場合は、特例基準等の、特例基準と7.3%のいずれか低い方で延滞金を加算しようというものでございましたが、改正後においては、特例基準割合に1%を加算した率によろうとするものでございます。また、納期経過後1ヶ月を超えて納入される場合の延滞金につきましては、これまでは14.6%という割合で加算する仕組みでございましたけども、改正後では特例基準割合に7.3%を加算した割合によろうとするのがこの条文の内容でございます。

次に追加される第2項でありますが、当分の間、第52条の2に規定する延滞金の年7.3%の割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とするに致そうとするものですが、これは法人町民税の納期の延長の申請がある場合の、延滞税に関する率のことであり、これにつきましても前項の規定と同じく現在定められている7.3%の規定を適用するものではなく、特例基準割合の率によろうとするものでございます。

次に附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合にあつては、」を「到来する場合における当該町民税に係る第52条の2の規定による延滞金にあつては、」に、「前条」を「前条第2項」に改めるに致そうとするものでございます。

次に附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改めるとする内容ですが、これは公益法人に対する課税の特例を定めた租税特別措置法の条文に変更があったことから、これを引用している当町の条例においても整合性を図るための改正でございます。

次に附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改めるとしたいものでございますが、これは住宅取得控除に関する改正でございます。これまでは平成25年までに入居した場合、平成35年度まで住民税の控除ができるとしていたものを、これは4年間延長し、29年までに入居した場合には平成39年度まで控除できるように改正しようとするものでございます。

次に附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加えるとするものでございますが、これは先に説明した第34条の7第2項の読み替え規定の追加があったこととの整合性を図るための追加規定でございます。

次に、附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は37条の9の5」に改めようとするものですが、これは租税特別措置法の条文に変更があったことから、これを引用している当町の条例についても整合性を図るための改正でございます。

次に附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改めるようとするものでございます。

その内容ですが、その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用するというものでございます。なお、表の中身につきましては、記載のとおりでございます。

次は、次のページの表の下からでございます。

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条3項とし、同条第1項に次の1項を加えようとするものですが、これは字句の整理をするとともに、この第2項を第3項とし、新たに第2項を次のとおり定めようとするものでございます。

その第2項といたしますのは、その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失した旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用するに致そうとするものですが、これは東日本大震災で亡くなられた方が所有していた滅失家屋の敷地を相続した相続人が、これらを譲渡した場合については亡くなられた方が取得した日に取得したものとみなして取り扱う特例規定でありまして、これにより税の優遇特例措置が適用されるものでございます。

次に、附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項と、」を「附則第5条の4の2第6項と、」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条

第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改めるに致そうとするものですが、これは地方税法の改正による条文の整理でございます。

次に附則でございます。第1条は、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用致そうとするものですが、ただし、次の各号の規定については各号の定める日から施行しようとするものでございます。

第1号では、34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定、並びに次条、並びに附則第3条第1項及び第2項の規定については、平成26年1月1日から施行致そうとするものでございます。

第2号と致しまして、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定については、平成27年1月1日から施行致そうとするものでございます。

次に、第2条の延滞金に関する経過措置でございます。改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしてございます。

次に、第3条の町民税に関する経過措置でございます。新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしてございます。第2項と致しまして、新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用するとし、第3項では新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるに致そうとするものでございます。

次に、第4条の固定資産税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるに致そうとするものでございます。第2項と致しまして、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要する費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の2第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書面並びに」にする、に致そうとするものでございます。

以上が議案第32号町税条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。何卒よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番。

○6番(堺繁光君) 質問ではないんですけども、ちょっとあの、このたくさんの条例、たくさんの条例の改定がありましたんですけども、当町においてはこの条例について該当するような方々、おられるのかだけをちょっと聞きたいなと思います。

○議長(斉藤勝君) 税務課長。

○税務課長(吉崎好彦君) たくさんの改正規定がありまして、私もこの条例改正につきましては、どのような形で資料を皆さんにお出ししたらいいのか、ちょっと迷いましたんですが、一番手短な方法が今のものかなと思ひましてこのようにさせてもらったんですが。

関係あるとするならばですね、例えば延滞金の話が出ました。これは今までですと先程いいましたように7.3%か特例基準割合のいずれか低い方と。これ今、特例基準割合ってのは4.3%になってます。ですから、いずれか低い方ですから4.3%の方を1ヶ月いないであれば適用してると。1ヶ月以後であればこれ14.6%を適用してるということなんですけど、来年の1月1日以後につきましては、この特例基準割合によるということですので、特例基準割合っていうのは仮に財務大臣が12月に出す割合が、仮に1%だとすれば、これは特例基準割合ってのは3%になるんですね。ですから、今4.3%ですから、3%であれば少なくなるということになります。それから同じようなことで1ヶ月を超えた場合でも、そのようなことで小さくなるんですが、これは延滞金、24年度の実績がありまして、112件で117万8千407円、これは実績あります。大きなところで関係するといえば、それが1点だろうというふうに思います。

それから、第2点目と致しましては住宅取得控除、これ今ありました。これが30何ページでございましたけど、住宅取得控除の関係で今、平成25年までに入居した人については10年間、35年まで住宅取得控除ができるんですよと。こういうのがありましたけれども、今度はこれが4年間延長されまして、29年までに入居した人につきましては39年度までの住宅取得控除ができますよと。こういうようなことになりますから、今住宅取得控除を受けられてる方が何人いるかといえば、ちょっと手元に資料ございませんけども、こういった部分がですね、松前町の町民の人に関わってくる改正の大きな部分だろうというふうに思っております。以上です。

○議長(斉藤勝君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第7 議案第33号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(吉崎好彦君) ただ今議題となりました、議案第33号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明は別に添付してございます資料の方でございまして、新旧対照表の方の一番最後の方に5ページがついているかというふうに思います。この5ページの方を先に説明してから改正文の方に入っていきたいというふうに思います。

まずタイトルの方でございまして、表題は「松前町国民健康保険税条例一部改正改正資料(概要)」というふうになっております。表の作り方でございまして、表の上

段が基礎課税額欄、中段が後期高齢者支援金等課税額欄、表の下段の方が用語の意味というような作りになってございます。表の上段の上の方の方ですけども、基礎課税額欄、太枠でございます、その右側が区分欄、白い部分でございますね、更にその右側が平等割課税額、その下にちょっと黒くなってございますけども、改正額というふうになってます。その右側が条例軽減額、7割、5割、2割の軽減額について載っております。それから表の中断、後期の方についても全く表の作りは同じでございます。今回の改正といいますのは、国民健康保険法施行令で新たに基礎課税額分、或いは後期支援分とも区分段の太枠の色塗りをしてあるところ、特定継続世帯と、特定継続世帯を新たに設けたことによる改正でございます。

では、特定継続世帯というはどういう世帯かといいますと、下段の※の3でございます。ちょっと読み上げますけども、特定世帯の5年が経過し、6年目から8年目までの世帯をいうというふうになっております。では、特定世帯とはということになりますと、※の2のとおり世帯の一部が後期高齢者保険に移行し、残った1人が国保継続加入している世帯で移行後5年以内の世帯をいうというふうになっております。つまり、5年目までの世帯を特定世帯、それから6年目、7年目、8年目までの世帯を特定継続世帯というような位置付けで、この継続というような字句がつかないかで5年以下、或いは5年を越えるという分け方をしているところでございます。

今回の改正の具体的な内容でございますけども、特定継続世帯の平等割を表上段の基礎課税額、表中段の後期高齢者支援金等課税額とも、一般の世帯の平等割の4分の3の額に致そうとするものです。表上段の基礎課税額の特定継続世帯の額は、一般世帯2万5千円の4分の3、これで1万8千750円。表中段の後期の方は、一般世帯の5千円の4分の3で3千750円にしましょうと。こういうような内容でございます。次に軽減額ですが、表中段の基礎課税額の方は平等割額1万8千750円の7割、5割、2割の軽減額がそれぞれ7割で1万3千125円、その右側太枠の5割軽減で9千375円、その右欄太枠2割軽減で3千750円、こういう形で軽減致しましょうと。

それから、また中段の後期高齢者支援金等の方は、平等割額3千750円の7、5、2割の軽減がそれぞれ7割軽減で2千625円、その右欄太枠の5割軽減で1千875円、その右欄太枠の2割が750円軽減される、こういうふうな内容のものでございます。

そして、これらの改正内容を文書にしたものが改正文でありまして、更に新旧にしたものが説明資料を、松前町国民健康保険税条例の一部改正に係る新旧対照表でございますが、この新旧対照表につきましては説明の方、省略させていただきます。

それでは、続きましてただ今議案となっております、議案第33号松前町国民健康保険税条例の一部改正する条例制定について、改めてその内容をご説明申し上げます。改正文の方でございます。

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、松前町国民健康保険税条例（昭和35年松前町条例第13号）の一部を次のように改正しようとするものです。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までのあるもの、あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加えようとするもの

でございます。(3)特定継続世帯1万8千750円。

次に、第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加えようとするものです。(3)特定継続世帯3千750円。

次に、第23条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯1万3千125円。

次に、第23条第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯2千625円。

次に、第23条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯9千375円。

次に、第23条第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯1千875円。

次に、第23条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯3千750円。

次に、第23条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加えようとするものです。(ウ)特定継続世帯750円。

次に、附則第16項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるに致そうとするものでございます。

次に、附則と致しまして、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するに致そうとするものでございます。

次に、適用区分です。第2項として次項に定めるものを除き、改正後の松前町国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるに致そうとするものです。

次に、第3項として新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するに致そうとするものです。

以上が、議案第33号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。何卒よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第33号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前10時51分)

○議長(斉藤勝君) 再開します。

◎議案第34号 契約の締結について

○議長(斉藤勝君) 日程第8 議案第34号 契約の締結についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(川村敏之君) それでは、ただ今議題となりました議案第34号契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をいたごうとするものです。

去る5月23日に指名競争入札を執行致しました。平成25年度施行、平成24年度繰越明許費分松前中学校改築第1期工事分解体工事の契約請負の締結でございます。契約金額は7千980万円で、契約の相手方は松前郡松前町字月島188番地に住所を有します三協機械建設株式会社代表取締役早瀬智幸でございます。なお、工期につきましては、平成25年9月30日までとしてございます。

この度の指名業者につきましては、添付しております参考資料に掲げておりますように7社でございます。

以上が議案第34号契約の締結についてです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第34号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(斉藤勝君) 以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成25年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齊 藤 勝

署名議員 福 原 英 夫

署名議員 近 江 武